

令和5年第1回定例会（2月議会）
福祉環境分科会・福祉環境委員会
提出資料

令和5年2月16日
生活環境部

議案関係（別冊）

◎ 県民生活課

- ・ 秋田県一般旅券発給等手数料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表 . . . 1

◎ 自然保護課

- ・ 秋田県立自然公園条例の一部を改正する条例案新旧対照表 . . . 2
- ・ 秋田県自然環境保全条例の一部を改正する条例案新旧対照表 . . . 16

秋田県一般旅券発給等手数料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
(手数料の徴収) 第一条 県は、次に掲げる処分の申請をする者から、手数料を徴収する。 一 四 略 (手数料の額) 第二条 手数料の額は、次のとおりとする。 一 前条第一号から第三号まで 一件につき 二千円 (旅券法第二十条第二項の規定の適用を受ける場合にあつては、四千円) 二 略	(手数料の徴収) 第一条 県は、次に掲げる処分の申請をする者から、手数料を徴収する。 一 四 略 五 一般旅券の査証欄の増補 (手数料の額) 第二条 手数料の額は、次のとおりとする。 一 前条第一号、第二号又は第三号の処分に係る手数料 一件につき 二千円 二 略 三 前条第五号の処分に係る手数料 一件につき 五百円

秋田県立自然公園条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新		旧	
目次		目次	
第一章・第二章 略		第一章・第二章 略	
第三章 公園計画（第七条―第八条の二）		第三章 公園計画及び公園事業（第七条―第十三条）	
第三章の二 公園事業（第八条の三―第十三条）		第四章 保護及び利用（第十四条―第二十一条）	
第四章 保護及び利用（第十四条―第二十一条）		第四章 保護及び利用（第十四条―第二十一条）	
第四章の二 生態系維持回復事業（第二十一条の二―第二十一条の五）			
第四章の三 質の高い自然体験活動の促進のための措置（第二十一条の六―第二十一条の十）			
第五章・第六章 略		第五章・第六章 略	
第七章 雑則（第三十四条・第三十四条の二）		第七章 雑則（第三十四条）	
第八章 罰則（第三十五条―第三十九条の二）		第八章 罰則（第三十五条―第三十九条）	
第九章 略		第九章 略	
附則		附則	
（目的）		（目的）	
第一条 この条例は、県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、県民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。		第一条 この条例は、県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もつて 県民の保健、休養及び教化に資することを目的とする。	
（定義）		（定義）	
第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。		第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	
一 自然公園 県内にある優れた自然の風景地（国立公園又は国定公園の区域を除く。）であつて、知事が第五条第一項の規定		一 自然公園 県内にある優れた自然の風景地（国立公園又は国定公園の区域を除く。）であつて、知事が第五条	
		の規定	
により指定するものをいう。		により指定するものをいう。	
二 公園計画 自然公園の保護又は利用のための規制又は事業に関する計画をいう。		二 公園計画 自然公園の保護又は利用のための規制又は施設に関する計画をいう。	
三 公園事業 公園計画に基づいて執行する事業であつて、自然公園の保護又は利用のための施設で規則で定めるものに関するものをいう。		三 公園事業 公園計画に基づいて執行する事業であつて、自然公園の保護又は利用のための施設で知事が定めるものに関するものをいう。	
四 生態系維持回復事業 公園計画に基づいて行う事業であつて、自然公園における生態系の維持又は回復を図るものをいう。			
（県等の責務）		（県等の責務）	
第三条 県、市町村、事業者及び自然公園の利用者は、秋田県環境基本条例（平成九年秋田県条例第六十号）第三条に定める基本理念にのっとり、優れた自然の風景地の保護及びその適正な利用が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。		第三条 県、市町村、事業者及び自然公園の利用者は、秋田県環境基本条例（平成九年秋田県条例第六十号）第三条に定める基本理念にのっとり、優れた自然の風景地の保護と その適正な利用が図られるように、それぞれの立場において 努めなければならない。	
2 県は、自然公園に生息し、又は生育する動植物の保護が自然公園の風景の保護に重要であることに鑑み、自然公園における生態系の多様性の確保その他の生物の多様性の確保を旨として、自然公園の風景の保護に関する施策を講ずるものとする。		2 県は、自然公園に生息し、又は生育する動植物の保護が自然公園の風景の保護に重要であることにかんがみ、自然公園における生態系の多様性の確保その他の生物の多様性の確保を旨として、自然公園の風景の保護に関する施策を講ずるものとする。	
第三章 公園計画		第三章 公園計画及び公園事業	
（公園計画）		（公園計画及び公園事業の決定）	
第七条 略		第七条 略	
2 公園計画は、自然公園ごとに、当該自然公園内の自然の風景地の保護及びその適正な利用を図るための規制に関する事項、公園事業に関する事項その他必要な事項について定めるものとする。		2 公園事業は、知事が、審議会の意見を聴いて決定する。	
3 知事は、必要があると認めるときは、公園計画において、質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な事項を定めることがで			

	4 知事は、公園計画を決定したときは、その概要を告示し、かつ、その公園計画を一般の閲覧に供しなければならない。
（公園計画の廃止及び変更） 第八条 略	
2 前条第四項の規定は、公園計画を廃止し、又は変更したときについて準用する。	
（協議会による公園計画の変更の提案） 第八条の二 第九条の七第一項に規定する協議会は第九条の八第一項に規定する利用拠点整備改善計画について、第二十一条の六第一項に規定する協議会は第二十一条の七第一項に規定する自然体験活動促進計画について、知事に対し、その作成のために必要な公園計画の変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園計画の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。 2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園計画の変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。	
第三章の二 公園事業 （公園事業の決定等） 第八条の三 公園事業は、知事が、審議会の意見を聴いて決定する。この場合において、審議会が軽微な事項と認めるものについては、審議会の意見を聴くことを要しない。	
3 知事は、公園計画又は公園事業を決定したときは、その概要を告示しなければならない。	
2 知事は、公園事業を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。	
3 前条第三項の規定は、公園計画及び公園事業の廃止及び変更について準用する。	

2 知事は、公園事業を決定したときは、その概要を告示しなければならない。 3 前二項の規定は、公園事業の廃止又は変更について準用する。	（協議会による公園事業の決定等の提案） 第八条の四 第九条の七第一項に規定する協議会は、知事に対し、第九条の八第一項に規定する利用拠点整備改善計画の作成のために必要な公園事業の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園事業の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。 2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園事業の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。
（公園事業の執行） 第九条 略	
2 市町村は、規則で定めるところにより、知事に協議して、公園事業の一部を執行することができる。 3 県及び市町村以外の者は、規則で定めるところにより、知事の認可を受けて、公園事業の一部を執行することができる。 4 第二項の協議をしようとする者又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した協議書又は申請書を知事に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 第二条第三号に規定する規則で定める施設（以下この項及び次項において「公園施設」という。）の種類 三 公園施設の位置 四 公園施設の規模 五 公園施設の管理又は経営の方法	
2 県以外の者は、知事の認可を受けて、公園事業の一部を執行することができる。	

六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項	
5 前項の協議書又は申請書には、公園施設の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。	
6 第二項の協議をした者又は第三項の認可を受けた者（以下「公園事業者」という。）は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、市町村にあつては知事に協議しなければならない。県及び市町村以外の者にあつては知事の認可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。	
7 前項の協議をしようとする者又は同項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した協議書又は申請書を知事に提出しなければならない。	
8 第五項の規定は、前項の協議書又は申請書について準用する。	
9 公園事業者は、第六項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。	
10 第三項又は第六項の認可には、自然公園の保護又は利用のために必要な限度において、条件を付することができる。	3 前項の規定による認可には、自然公園の保護又は利用上必要な限度において条件を付することができる。
（改善命令） 第九条の二 知事は、公園事業の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、前条第三項の認可を受けた者に対し、当該公園事業に係る施設の改善その他の当該公園事業の執行を改善するために必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。	
（承継） 第九条の三 公園事業者（第九条第三項の認可を受けた者に限る。）が県及び市町村以外の者にその公園事業の全部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめその譲渡及び譲受けについて知事の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人に係る公園事業者の地位を承継する。	

2 公園事業者である法人が合併（公園事業者である法人と公園事業者でない法人の合併であつて、公園事業者である法人が存続するものを除く。）又は分割（その公園事業の全部を承継させるものに限る。）をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人（以下この項において「合併法人等」という。）が市町村である場合にあつては知事に協議したとき、合併法人等が県及び市町村以外の法人である場合にあつては知事の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該公園事業者の地位を承継する。	
3 公園事業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意によりその公園事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）がその公園事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に知事に申請して、その承認を受けなければならない。	
4 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日まで、被相続人に対してした第九条第三項の認可は、その相続人に対してしたものとみなす。	
5 第三項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。	
（公園事業の休廃止） 第九条の四 公園事業者は、公園事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。	
（認可の失効及び取消し等） 第九条の五 公園事業として行う事業が他の法令の規定により行政	

1 市の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消されたとき、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る第九条第三項の認可は、その効力を失う。 2 前項の規定により第九条第三項の認可が失効したときは、当該認可が失効した者は、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。 3 知事は、第九条第三項の認可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認可を取り消すことができる。 - 一 第九条第六項若しくは第九項又は前条の規定に違反したとき。 - 二 第九条第十項の規定により同条第三項又は第六項の認可に付された条件に違反したとき。 - 三 第九条の二の規定による命令に違反したとき。 - 四 偽りその他の不正の手段により第九条第三項又は第六項の認可を受けたとき。 (原状回復命令等) 第九条の六 知事は、第九条第三項の認可を受けた者がその公園事業を廃止した場合、同項の認可が失効した場合又は同項の認可を取り消した場合において、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、当該廃止した者、当該認可が失効した者又は当該認可を取り消された者に対して、相当の期限を定めて、その保護のために必要限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。 2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下この条において「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者

3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 (協議会) 第九条の七 自然公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、当該自然公園の区域内における第二十条第一項に規定する集団施設地区その他の自然公園の利用のための拠点(以下「利用拠点」という。)となる区域(以下「利用拠点区域」という。)について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした当該利用拠点の質の向上のための整備改善に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。 2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。 - 一 当該市町村 - 二 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行すると見込まれる者 - 三 当該利用拠点区域内の施設、土地又は木竹であつて利用拠点の整備改善に関する事業(以下「利用拠点整備改善事業」という。)に係るものの所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者 - 四 その他当該市町村が必要と認める者 3 当該自然公園の区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関して協議を行う協議会が組織されていない場合にあつては、市町村に対して、第一項に規定する協議会を組織するよう要請することができる。

4	市町村は、第一項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
5	当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第二項第三号に掲げる者であつて第一項に規定する協議会の構成員でないものは、同項の規定により協議会を組織する市町村に対して、自己を当該協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。
6	前項の規定による申出を受けた市町村は、正当な理由がない限り、当該申出に応じなければならない。
7	第一項に規定する協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
8	第一項に規定する協議会において協議が調つた事項については、当該協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
9	前各項に定めるもののほか、第一項に規定する協議会の運営に關し必要な事項は、当該協議会が定める。
(利用拠点整備改善計画の認定)	
第九条の八	前条第一項に規定する協議会において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町村の区域内の自然公園の区域内における利用拠点区域について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした利用拠点の質の向上のための整備改善に関する計画（以下「利用拠点整備改善計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町村及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。
2	利用拠点整備改善計画には、次に掲げる事項を記載するものと

する。	
一	利用拠点整備改善計画の区域
二	利用拠点整備改善計画の区域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関する基本的な方針
三	利用拠点整備改善計画の目標
四	前号の目標を達成するために行う利用拠点整備改善事業の内容、実施主体及び実施時期
五	第九条第二項の協議又は同条第三項の認可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第四項各号に掲げる事項
六	第九条第六項の協議若しくは認可又は同条第九項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第四項各号に掲げる事項のうち変更に係るもの
七	計画期間
八	その他規則で定める事項
3	利用拠点整備改善計画は、景観法（平成十六年法律第百十号）第八條第一項に規定する景観計画に適合するものでなければならない。
4	知事は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
一	公園計画に照らして適切なものであること。
二	当該利用拠点整備改善計画の実施が当該利用拠点整備改善計画の区域における利用拠点の質の向上に寄与するものであると認められること。
三	当該自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。
四	円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
5	知事は、当該自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、

及びこれを変更することができる。

6 知事は、第四項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る利用拠点整備改善計画の概要を公表しなければならない。

（認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更）

第九條の九 前条第四項の認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更をしようとするときは、第九條の七第一項に規定する協議会において当該変更に係る利用拠点整備改善計画を作成し、当該協議会の構成員である市町村及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第四項の認定（前項本文の変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3 前条第四項から第六項までの規定は、第一項本文の変更の認定について準用する。

（認定の取消し）

第九條の十 知事は、第九條の八第四項の認定を受けた利用拠点整備改善計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条において同じ。）が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

（公園事業に関する特例）

第九條の十一 利用拠点整備改善事業を実施しようとする者が、その利用拠点整備改善計画について第九條の八第四項の認定を受け

たときは、当該認定を受けた利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業のうち、第九條第二項若しくは第六項の協議をし、同条第三項若しくは第六項の認可を受け、又は同条第九項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により協議をし、認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

（報告徴収及び立入検査）

第十條 知事は、第九條第三項の認可を受けた者に対し、この章の規定の施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第九條の八第四項の認定を受けた者に対し、当該認定を受けた利用拠点整備改善計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下この項及び第十五條第六項第一号において「認定利用拠点整備改善計画」という。）の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定利用拠点整備改善計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定利用拠点整備改善計画に係る建物、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前二項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（適用除外）

第十二條 前条の規定は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）

（認可による公園事業の執行）

第十條 前条第二項の規定による認可の手続及びその認可を受けて行う公園事業の執行に関して必要な事項は、知事が定める。

（適用除外）

第十二條 前三條の規定は、公園事業のうち国の機関の行う事業について、前条の規定は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）

による道路に係る事業及び他の法律又は条例にその執行に要する費用に關して別段の規定があるその他の事業については、適用しない。

(特別地域内の行為の制限)

第十五条 特別地域内においては、次に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、

一 行為又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。

一・二 略

三 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

四 十一 略

十二 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

十三 山岳に生息する動物その他の動物で知事が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

十四 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。)

十五 十八 略

による道路に係る事業及び他の法律又は条例にその執行に要する費用に關して別段の規定があるその他の事業については、適用しない。

(特別地域内の行為の制限)

第十五条 特別地域内においては、次の各号に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、当該特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際に着手していた行為(第五号に掲げる行為を除く。)若しくは同号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際に着手していた同号に掲げる行為若しくは第七号に規定する物が指定された際に着手していた同号に掲げる行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為

は、この限りでない。

一・二 略

三 十 略

十一 山岳に生息する動物その他の動物で知事が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又はその卵を採取し、若しくは損傷すること。

十二 十五 略

2 略

3 第一項の規定により同項各号

つた時において既に当該

行為に

着手している者は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができ。この場合において、その者は、その規制されることとなつた日から起算して三月以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

4 略

5 特別地域内において木竹の植栽(第一項第十二号に掲げる行為に該当するものを除く。)又は家畜の放牧(同項第十四号に掲げる行為に該当するものを除く。)をしようとする者は、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。

6 次

に掲げる行為については、第一項及び前三項の規定は、適用しない。

一 公園事業の執行又は認定利用拠点整備改善事業(認定利用拠点整備改善計画に係る利用拠点整備改善事業をいう。 第十七条第七項第一号において同じ。)として行う行為

二 認定生態系維持回復事業等(第二十一条の三第一項の規定により行われる生態系維持回復事業及び同条第二項の確認又は同条第三項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。 第十七条第七項第二号において同じ。)として行う行為

三 認定自然体験活動促進事業(第二十一条の九第一項に規定する認定自然体験活動促進計画に係る第二十一条の六第二項第二号に規定する自然体験活動促進事業をいう。 第十七条第七項第三号において同じ。)として行う行為

四 略

五 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、規則で

2 略

3 特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該特別地域内において第一項各号に掲げる行為(同項第五号に掲げる行為を除く。)又は同項第五号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際同号に規定する区域内において同号に掲げる行為若しくは同項第七号に規定する物に指定された際同号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の

日から起算して三月以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

4 略

5 特別地域内において、木竹を植栽し、又は家畜を放牧しよう

6 次 知事にその旨を届け出なければならない。とする者は、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。

6 次

の各号に掲げる行為については、第一項及び前三項の規定は、適用しない。

一 公園事業の執行

として行う行為

二 略

三 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、知事が

定めるもの

(普通地域)

第十七条 自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域(次項において「普通地域」という。)内において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。ただし、第一号及び第三号に掲げる行為で海城内において漁具の設置その他漁業を行うために必要とされるものをしようとする者は、この限りでない。

一 その規模が規則で定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)

二 略

2 5 略

6 知事は、自然公園の風景の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

7 次 に掲げる行為については、第一項及び第二項の規定は適用しない。

一 公園事業の執行又は認定利用拠点整備改善事業として行う行為

二 認定生態系維持回復事業等として行う行為

三 認定自然体験活動促進事業として行う行為

四 略

五 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、規則で定めるもの

六 七 略

(中止命令等)

定めるもの

(普通地域)

第十七条 自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域(以下「普通地域」という。)内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。ただし、第一号及び第三号に掲げる行為で海内内において漁具の設置その他漁業を行うために必要とされるものをしようとする者は、この限りでない。

一 その規模が知事が定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、その規模が知事が定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)

二 略

2 5 略

6 知事は、当該自然公園の風景の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

7 次 各号に掲げる行為については、第一項及び第二項の規定は適用しない。

一 公園事業の執行として行う行為

二 略

三 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、知事が定めるもの

四 五 略

(中止命令等)

第十八条 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第十五条第一項の規定、第十六条の規定により許可に付された条件又は前条第二項の規定による処分に違反した者に対して、その保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下この条において「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行う者とは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(報告徴収 及び立入検査)

第十九条 略

2 知事は、第十五条第一項、第十七条第二項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第十五条第一項各号若しくは第十七条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の

第十八条 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第十五条第一項の規定若しくは第十六条の規定により許可に付せられた条件又は前条第二項の規定による処分に違反した者に対して、その保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行う者とは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第十九条 略

2 知事は、第十五条第一項、第十七条第二項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員をして自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、又は第十五条第一項各号若しくは第十七条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の

風景に及ぼす影響を調査させることができる。 3 前項の規定による立入調査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	風景に及ぼす影響を調査させることができる。 3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
(利用のための規制) 第二十一条 自然公園の特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。 一・二 略 三 野生動物（鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。）に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものであつて、当該自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。 2 県の当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において、前項第二号又は第三号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。 3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。	(利用のための規制) 第二十一条 自然公園の特別地域又は集団施設地区内においては、何人もみだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。 一・二 略 2 知事は、当該職員をして、特別地域又は集団施設地区内において、前項第二号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。 3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
第四章の二 生態系維持回復事業 (生態系維持回復事業計画) 第二十一条の二 知事は、生態系維持回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、公園計画に基づき、審議会の意見を聴いて、生態系維持回復事業に関する計画（以下「生態系維持回復事業計画」という。）を定めるものとする。 2 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。	

一 生態系維持回復事業の目標 二 生態系維持回復事業を行う区域 三 生態系維持回復事業の内容 四 前三号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項 3 知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を告示しなければならない。 4 知事は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。 5 第三項の規定は、知事が生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更したときについて準用する。	
(生態系維持回復事業) 第二十一条の三 県は、自然公園内の自然の風景地の保護のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行うものとする。 2 市町村は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。 3 県及び市町村以外の者は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。 4 第二項の確認又は前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の	

氏名	
二 生態系維持回復事業を行う区域	
三 生態系維持回復事業の内容	
四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項	
5 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。	
6 第二項の確認又は第三項の確認を受けた者は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、市町村にあつては知事の確認を、県及び市町村以外の者にあつては知事の確認を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。	
7 前項の確認又は同項の確認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。	
8 第五項の規定は、前項の申請書について準用する。	
9 第二項の確認又は第三項の確認を受けた者は、第六項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。	
(認定の取消し)	
第二十一条の四 知事は、前条第三項の確認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の確認を取り消すことができる。	
一 生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行つていないと認めるとき。	
二 その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなつたと認めるとき。	
三 前条第六項又は第九項の規定に違反したとき。	
四 次条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。	
五 偽りその他の不正の手段により前条第三項又は第六項の確認	

を受けたとき。	
(報告徴収)	
第二十一条の五 知事は、第二十一条の三第三項の確認を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。	
第四章の三 質の高い自然体験活動の促進のための措置	
(協議会)	
第二十一条の六 自然公園の区域をその区域を含む市町村は、単独で又は共同して、当該自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。	
2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。	
一 当該市町村	
二 当該自然公園の区域内において自然体験活動の促進に関する事業（以下「自然体験活動促進事業」という。）を実施し、又は実施すると見込まれる者	
三 当該市町村の区域内の施設、土地又は木竹であつて自然体験活動促進事業に係るものの所有者、使用及び収益を目的とする権利を有する者又は管理者	
四 その他当該市町村が必要と認める者	
3 第九条の七第三項から第九項までの規定は、第一項に規定する協議会について準用する。この場合において、同条第三項中「公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善」とあるのは「自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者は、当該自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする地域における質の高い自然体験活動の促進」	

と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第二十一条の六第一項」と、同条第五項中「当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第二項第三号」とあるのは「当該自然公園の区域内において自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者及び第二十一条の六第二項第三号」と、「第一項」とあるのは「同条第一項」と読み替えるものとする。

（自然体験活動促進計画の認定）

第二十一条の七 前条第一項に規定する協議会において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町村の区域内の自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関する計画（以下この条及び次条第一項において「自然体験活動促進計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町村及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。

- 2 自然体験活動促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 自然体験活動促進計画の区域
 - 二 自然体験活動促進計画の区域における質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な方針
 - 三 自然体験活動促進計画の目標
 - 四 前号の目標を達成するために行う自然体験活動促進事業の内容及び実施主体
 - 五 計画期間
 - 六 その他規則で定める事項

3 知事は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る自然体験活動促進計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 公園計画に照らして適切なものであること。
- 二 当該自然体験活動促進計画の実施が当該自然体験活動促進計画の区域における質の高い自然体験活動の促進に寄与するものであると認められること。
- 三 当該自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 4 知事は、当該自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。
- 5 知事は、第三項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る自然体験活動促進計画の概要を公表しなければならない。

（認定を受けた自然体験活動促進計画の変更）

第二十一条の八 前条第三項の認定を受けた自然体験活動促進計画の変更をしようとするときは、第二十一条の六第一項に規定する協議会において当該変更に係る自然体験活動促進計画を作成し、当該協議会の構成員である市町村及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第三項の認定（前項本文の変更の認定を含む。次条第一項及び第二十一条の十第一項において同じ。）を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の変更の認定について準用する。

（認定の取消し）

第二十一条の九	知事は、第二十一条の七第三項の認定を受けた自然体験活動促進計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項において「認定自然体験活動促進計画」という。）が第二十一条の七第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
2	知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なくその旨を公表するものとする。
（報告徴収及び立入検査）	
第二十一条の十	知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第二十一条の七第三項の認定を受けた者に対し、認定自然体験活動促進計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定自然体験活動促進計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定自然体験活動促進計画に係る工作物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2	前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
3	第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（風景地保護協定の締結等）	
第二十二条	知事若しくは市町村又は第二十八条第一項の規定により指定された公園管理団体で第二十九条第一号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、自然公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該公園の区域（海域を除く。）内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下

一と総称する。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「風景地保護協定」という。）を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。	一五略
2五略	
（指定）	
第二十八条	知事は、自然公園内の自然の風景地の保護及びその適正な利用を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人その他規則で定める法人であつて、次条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。
2四略	
（業務）	
第二十九条	公園管理団体は、次に掲げる業務を行うものとする。
一・二略	
三	前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
2	公園管理団体は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。
一	自然公園の保護及びその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

一と総称する。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「風景地保護協定」という。）を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。	一五略
2五略	
（指定）	
第二十八条	知事は、自然公園内の自然の風景地の保護及びその適正な利用を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人その他規則で定める法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。
2四略	
（業務）	
第二十九条	公園管理団体は、次に掲げる業務を行うものとする。
一・二略	
三	自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
四	自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。
五	自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。
六	前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二 自然公園の保護及びその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。 三 自然公園の保護及びその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。	(連携) 第三十条 公園管理団体は、県及び市町村との密接な連携の下に前条第一項第一号に掲げる業務を行わなければならない。
(実地調査) 第三十四条 知事は、自然公園の指定、公園計画の決定又は公園事業の決定若しくは執行に関し、実地調査のため必要があるときは、その職員に、他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量をさせ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、柵等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、道路法その他の法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。 2 知事は、その職員に、前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者(所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。第五項において同じ。)及び占有者並びに木竹又は垣、柵等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。 3 第一項の規定による職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、柵等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。 4 第一項の規定による職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくは垣、柵等の所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げてはならない。	(連携) 第三十条 公園管理団体は、県及び市町村との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。
(実地調査) 第三十四条 知事は、自然公園の指定、公園計画の決定又は公園事業の決定若しくは執行に関し、実地調査のため必要があるときは、当該職員をして、他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量をさせ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、道路法その他の法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。 2 知事は、当該職員をして、前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者(所有者が明らかでないときは、その占有者。この条において以下同じ。)及び占有者並びに木竹又は垣、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。 3 第一項の規定による職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。 4 第一項の規定による職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。 5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくは垣、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げてはならない。	(実地調査) 第三十四条 知事は、自然公園の指定、公園計画の決定又は公園事業の決定若しくは執行に関し、実地調査のため必要があるときは、当該職員をして、他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量をさせ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、道路法その他の法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

(利用の増進のための情報の提供等) 第三十四条の二 県は、自然公園の利用の増進に資するため、自然公園に関する情報の提供及び普及宣伝を行うように努めるものとする。	第三十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 一 第九条の六第一項又は第十八条第一項の規定による命令に違反したとき。 二 第十五条第一項の規定に違反したとき。
第三十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 一 第九条第三項の認可を受けた者が、同条第六項の規定に違反して、同条第四項各号に掲げる事項を変更したとき。 二 第九条第十項の規定により認可に付された条件に違反したとき。 三 第十六条の規定により許可に付された条件に違反したとき。	第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 一 第十五条第一項の規定に違反した者。
第三十七条 第九条の二、第十七条第二項又は第三十一条の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。	第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 一 第十五条第一項の規定に違反した者。
第三十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 一 第十条第一項若しくは第二項若しくは第二十一条の十第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若し	第三十七条 第十七条第二項又は第三十一条の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。 第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

くは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。 二 第十七条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 三 第十七条第五項の規定に違反したとき。 四 第十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 五 第十九条第二項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。 六 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第二十一条第一項第一号に掲げる行為をしたとき。 七 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第二十一条第二項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第一項第二号又は第三号に掲げる行為をしたとき。 八 第三十四条第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げたとき。	一 第十七条第一項の規定による 届出をせず、又は偽りの届出をした者 二 第十七条第五項の規定に違反した者 三 第十九条第一項の規定による報告をせず、又は偽りの報告をした者 四 第十九条第二項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者 五 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第二十一条第一項第一号に掲げる行為をした者 六 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第二十一条第二項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第一項第二号 に掲げる行為をした者 七 第三十四条第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者
第三十九条 略	第三十九条 略 (両罰規定)

新	旧
目次 第一章 略 第二章 自然環境保全地域（第十二条―第十九条の四） 第三章 第七章 略 附則 （目的） 第一条 この条例は、自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く県民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の県民にこれを継承できるようにし、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。 （自然環境保全地域に関する保全計画の決定） 第十三条 自然環境保全地域に関する保全計画（自然環境保全地域における自然環境の保全のための規制又は事業に関する計画をいう。以下同じ。）は、知事が決定する。 2 自然環境保全地域に関する保全計画には、次 に掲げる事項を定めるものとする。 一 三 略 四 当該地域における自然環境の保全のための事業に関する事項 3 略 4 前条第二項前段 の規定は、自然環境保全地域に関する保全計画の決定、廃止及び変更について、同条第三項から第五項までの規定は、自然環境保全地域に関する保全計画の決定及び変更（	目次 第一章 略 第二章 自然環境保全地域（第十二条―第十九条） 第三章 第七章 略 附則 （目的） 第一条 この条例は、自然環境を保全することが特に必要な区域等の自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く県民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の県民にこれを継承できるようにし、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。 （自然環境保全地域に関する保全計画の決定） 第十三条 自然環境保全地域に関する保全計画（自然環境保全地域における自然環境の保全のための規制又は施設に関する計画をいう。以下同じ。）は、知事が決定する。 2 自然環境保全地域に関する保全計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。 一 三 略 四 当該地域における自然環境の保全のための施設に関する事項 3 略 4 第十二条第二項前段の規定は、自然環境保全地域に関する保全計画の決定、廃止及び変更について、同条第三項から第五項までの規定は、自然環境保全地域に関する保全計画の決定及び変更（

第二項第二号又は第三号に掲げる事項に係る変更に限る。）について、それぞれ準用する。 （特別地区） 第十五条 略 2・3 略 4 特別地区内においては、次 に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為、第一号から第五号まで若しくは第十号に掲げる行為で森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の第二項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区（第十七条第一項及び第二十二条第一項において「保安林等の区域」という。）内において同法第三十四条第二項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係るもの、第六号に掲げる行為で前項の規定により知事が指定する方法により当該限度内において行うもの又は第七号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものについては、この限りでない。 一 六 略 七 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。 八 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。 九 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放	第二項第二号又は第三号に掲げる事項に係る変更に限る。）について、それぞれ準用する。 （特別地区） 第十五条 略 2・3 略 4 特別地区内においては、次の各号に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為、第一号から第五号まで若しくは第七号に掲げる行為で森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区（以下「保安林等の区域」という。）内において同法第三十四条第二項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係るもの又は第六号に掲げる行為で前項の規定により知事が指定する方法により当該限度内において行うもの については、この限りでない。 一 六 略
---	---

十・十一 略	牧を含む。
十二 前各号に掲げるもののほか、特別地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの	
五・七 略	
八 第四項の規定により同項各号	に掲げる行為が規則されることとなつた時において既に当該行為に着手している者は、その規制されることとなつた日から起算して六月間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。
九 略	
十 次	に掲げる行為については、第四項及び第七項の規定は、適用しない。
一 略	
二 認定生態系維持回復事業等（第十九条の三第一項の規定により行われる生態系維持回復事業及び同条第二項の確認又は同条第三項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。次条第三項第四号及び第十七条第六項第三号において同じ。）として行う行為	
三・四 略	
(野生動植物保護地区)	
十六 略	
略	
三 何人も、野生動植物保護地区内においては、当該野生動植物保護地区に係る野生動植物（動物の卵を含む。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。	
七・八 略	
八 特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該特別地区内において第四項第一号から第六号までに掲げる行為に着手し、又は同項第七号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際同号に規定する区域内において同号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して六月間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。	
九 略	
十 次各号に掲げる行為については、第四項及び第七項の規定は、適用しない。	
一 略	
二・三 略	
(野生動植物保護地区)	
十六 略	
略	
三 何人も、野生動植物保護地区内においては、当該野生動植物保護地区に係る野生動植物（動物の卵を含む。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。	

6	第二項の確認又は第三項の認定を受けた者は、第四項各号に掲
5	その他の規則で定める書類を添付しなければならない。 その他の規則で定める書類を添付しなければならない。
4	第二項の確認又は前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 生態系維持回復事業を行う区域 三 生態系維持回復事業の内容 四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項
3	国、県及び市町村以外の者は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を受けて、生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。
2	国及び市町村は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認を受けて、生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。
1	国、県及び市町村以外の者は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を受けて、生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。
19	第十九条の三 国は、自然環境保全地域における自然環境の保全のため生態系の維持又は回復を図る必要があるときは、生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行うものとする。 （生態系維持回復事業の実施）
5	第三項の規定は、生態系維持回復事業計画の廃止及び変更について準用する。

4	知事は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、秋田県環境審議会の意見を聴かなければならない。
3	知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を告示しなければならない。
2	生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 生態系維持回復事業の目標 二 生態系維持回復事業を行う区域 三 生態系維持回復事業の内容 四 前三号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項
1	国、県及び市町村以外の者は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を受けて、生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。
19	第十九条の二 知事は、生態系維持回復事業（自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて行う事業であつて、当該地域における生態系の維持又は回復を図るものをいう。以下同じ。）の適正かつ効果的な実施に資するため、自然環境保全地域に関する保全計画に基づき、秋田県環境審議会の意見を聴いて、生態系維持回復事業に関する計画（以下「生態系維持回復事業計画」という。）を定めるものとする。
2	生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 生態系維持回復事業の目標 二 生態系維持回復事業を行う区域 三 生態系維持回復事業の内容 四 前三号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項
1	国、県及び市町村以外の者は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を受けて、生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。
19	第十九条の三 国は、自然環境保全地域における自然環境の保全のため生態系の維持又は回復を図る必要があるときは、生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行うものとする。 （生態系維持回復事業の実施）
5	第三項の規定は、生態系維持回復事業計画の廃止及び変更について準用する。

4	知事は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、秋田県環境審議会の意見を聴かなければならない。
3	知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を告示しなければならない。
2	生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 生態系維持回復事業の目標 二 生態系維持回復事業を行う区域 三 生態系維持回復事業の内容 四 前三号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項
1	国、県及び市町村以外の者は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を受けて、生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。
19	第十九条の二 知事は、生態系維持回復事業（自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて行う事業であつて、当該地域における生態系の維持又は回復を図るものをいう。以下同じ。）の適正かつ効果的な実施に資するため、自然環境保全地域に関する保全計画に基づき、秋田県環境審議会の意見を聴いて、生態系維持回復事業に関する計画（以下「生態系維持回復事業計画」という。）を定めるものとする。
2	生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 生態系維持回復事業の目標 二 生態系維持回復事業を行う区域 三 生態系維持回復事業の内容 四 前三号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項
1	国、県及び市町村以外の者は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を受けて、生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。
19	第十九条の三 国は、自然環境保全地域における自然環境の保全のため生態系の維持又は回復を図る必要があるときは、生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行うものとする。 （生態系維持回復事業の実施）
5	第三項の規定は、生態系維持回復事業計画の廃止及び変更について準用する。

ける事項を変更しようとするときは、国及び市町村にあつては知事の確認を、国、県及び市町村以外の者にあつては知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。 7 前項の確認又は同項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。 8 第五項の規定は、前項の申請書について準用する。 9 第二項の確認又は第三項の認定を受けた者は、第六項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。	
（認定の取消し） 第十九条の四 知事は、前条第三項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。 一 生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行っていないと認めるとき。 二 その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができないと認めるとき。 三 前条第六項又は第九項の規定に違反したとき。 四 次条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 五 偽りその他の不正の手段により前条第三項又は第六項の認定を受けたとき。	
（報告及び検査等） 第三十三条 知事は、自然環境保全地域及び緑地環境保全地域（以下「保全地域」と総称する。）における自然環境の保全のために必要な限度において、第十五条第四項若しくは第十六条第三項第七号の許可を受けた者若しくは第十七条第二項若しくは	（報告及び検査等） 第三十三条 知事は、自然環境保全地域及び緑地環境保全地域（以下「保全地域」という。）における自然環境の保全のために必要な限度において、第十五条第四項若しくは第十六条第三項第六号の規定による許可を受けた者若しくは第十七条第二項若しくは

は第二十二条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、保全地域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第十五条第四項各号、第十七条第一項各号 若しくは第二十二条第一項各号に掲げる行為若しくは第十六条第三項本文に規定する行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。 2 知事は、第十九条の三第三項の認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に關し報告を求めることができる。 3 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。 4 略	は第二十二条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、保全地域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第十五条第四項、第十六条第三項本文、第十七条第一項若しくは第二十二条第一項に規定する行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。 2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。 3 略
（損失の補償） 第三十五条 県は、第十五条第四項若しくは第十六条第三項第七号の許可を得ることができないため、第十五条第五項（第十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定により許可に条件を付したため、又は第十七条第二項若しくは第二十二条第二項の規定による処分を受けたため、損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。 2 県は、保全地域の指定若しくはその区域の拡張、保全計画の決定若しくは変更又は県が行う保全事業の執行に關し、前条第一項の規定による当該職員の行為によつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。	（損失の補償） 第三十五条 県は、第十五条第四項若しくは第十六条第三項第六号の許可を得ることができないため、第十五条第五項（第十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定により許可に条件を附せられたため、又は第十七条第二項若しくは第二十二条第二項の規定による処分を受けたため、損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。 2 県は、保全地域の指定若しくはその区域の拡張、保全計画の決定若しくは変更又は県が行う保全事業の執行に關し、前条第一項に定める 当該職員の行為によつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。
第四十一条 第十八条又は第二十三条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円 以下の罰金に処する。	第四十一条 第十八条又は第二十三条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 一 略 二 第十五条第五項（第十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付された条件に違反した者 第四十三条 第十七条第二項又は第二十二条第二項の規定による処分に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。 第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 一 第十七条第一項若しくは第二十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、第十七条第一項各号若しくは第二十二条第一項各号に掲げる行為をした者 二 五 略	第四十二条 次の各号の一に 該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円 以下の罰金に処する。 一 略 二 第十五条第五項（第十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付せられた条件に違反した者 第四十三条 第十七条第二項又は第二十二条第二項の規定による処分に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。 第四十四条 次の各号の一に 該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。 一 第十七条第一項又は第二十二条第一項 の規定による届出をせず、又は虚偽の届出 をした者 二 五 略
---	--